

## 提 案 理 由

報告第1号 専決第2号	委任専決処分をしたものについて 和解に代わる決定について
理 由	第95回養父市議会定例会において、訴えの提起をしたことを報告していた、養父市ケーブルテレビジョン利用料請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において、和解に代わる決定がなされたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により、議会に報告するものである。
承認第1号 専決第1号	専決処分したものにつき承認を求めることについて 令和元年度養父市一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
理 由	令和元年12月の1か月間に当初の予定を上回る、元気な養父づくり応援寄附金を受けたことに伴い、養父市一般会計予算について補正措置をする必要が生じたが、急を要し市議会を招集する時間的余裕がなかったので、「令和元年度養父市一般会計補正予算（第8号）」を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第3項の規定により承認を求めるものである。
議案第1号	令和2年度養父市一般会計予算
議案第2号	令和2年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和2年度養父市養父歯科診療所特別会計予算
議案第4号	令和2年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和2年度養父市介護保険特別会計予算
議案第6号	令和2年度養父市水道事業会計予算
議案第7号	令和2年度養父市下水道事業会計予算
理 由	上記7議案は、令和2年度の予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。

議案第8号	養父市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>市の行政運営に「経営」の観点を取り入れることは必要不可欠である。市役所全体に「行政経営」を取り入れることを表すため、行政経営を総括する部署として「企画総務部」を「経営企画部」にするなどの名称変更を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p>
議案第9号	養父市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>サービスの宣誓について、令和2年4月1日から臨時職員等が会計年度任用職員に移行することに伴い、会計年度任用職員にも適用されることとなるため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p>
議案第10号	養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>令和2年4月1日から、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p>
議案第11号	養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	養父市多目的集会センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	養父市上山農林漁家・婦人活動促進センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
理由	<p>上記3議案は、養父市公共施設等総合管理計画に基づき、区の集会施設（公民館）については、地元区と協議の上、準備の整った区から無償譲渡を進めており、今回、4施設について合意形成が図られたこと及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定について、国等の承認を得ることができたため、それぞれの条例から当該施設を削除及び条例を廃止しようとするものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p><b>【譲渡する施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおやコミュニティセンター「大屋市場公民館」</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅間多目的集会施設</li> <li>・三谷多目的集会センター</li> <li>・養父市上山農林漁家・婦人活動促進センター</li> </ul>
議案第14号	養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>地域自治組織の拠点施設については、「養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例」に集約するよう調整を進めており、今回2施設について、国・県との協議及び自治協議会との合意が整ったことから、所要の改正を行うとともに関係条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p><b>【集約する施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口大屋高齢者コミュニティセンター</li> <li>・南谷ふるさとセンター</li> </ul>
議案第15号	養父市地域自治組織の財政支援に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>地域自治組織に対する財政支援として交付している地域自治包括交付金について、事務員や事務局長に対する雇用環境の充実を図ることを目的に、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>事務員等が社会保険に加入している場合の措置として、社会保険加入加算を創設</p>
議案第16号	養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）が平成30年3月31日に公布され、令和2年1月1日から施行されたこと及び地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日から施行し、第2条第18号の改正規定は、令和2年1月1日から、第4条第1項第2号の改正規定は、平成31年4月1日から適用するものである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>所得を有しない者の定義として引用していた所得税法の条文が改正されたため、これまでどおり改正前の条文を引用するもの</p>

議案第17号	養父市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について																
議案第18号	養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について																
理 由	<p>上記2議案は、要介護認定における主治医意見書の作成について、市民が医療機関に作成を依頼し、手数料を支払うというのではなく、市が市営診療所等の医療機関に作成を依頼し、作成料は、市営診療所等が国保連を通して市の介護保険特別会計に請求するという性質上、手数料として条例に規定することは適当ではないと判断したため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、公布の日からである。</p>																
議案第19号	養父市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例の制定について																
理 由	<p>公立八鹿病院及び市営診療所の医師確保対策の強化のため、貸与できる支度金の限度額を引き上げるよう、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>詳細は、規則において規定。支度金の上限について、これまで一律300万円であったものを指導医900万円、専門医600万円、その他300万円とするもの</p>																
議案第20号	養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について																
理 由	<p>平成27年4月1日から施行された介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、低所得者の保険料の軽減が段階的に実施されており、令和2年度から完全実施が予定されているため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、介護保険法施行令の施行日に合わせるため、規則で定める日から施行するものである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>世帯全員が住民税非課税世帯の被保険者の保険料を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(令和元年度)</th> <th></th> <th>(令和2年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第1段階（年額）</td> <td>31,500円</td> <td>→</td> <td>25,200円</td> </tr> <tr> <td>・第2段階（年額）</td> <td>48,300円</td> <td>→</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>・第3段階（年額）</td> <td>65,100円</td> <td>→</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table>		(令和元年度)		(令和2年度)	・第1段階（年額）	31,500円	→	25,200円	・第2段階（年額）	48,300円	→	37,800円	・第3段階（年額）	65,100円	→	63,000円
	(令和元年度)		(令和2年度)														
・第1段階（年額）	31,500円	→	25,200円														
・第2段階（年額）	48,300円	→	37,800円														
・第3段階（年額）	65,100円	→	63,000円														
議案第21号	養父市市営住宅設置及び管理条例並びに養父市特定公共賃貸住																

	宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が、平成29年6月2日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>民法の改正により、連帯保証人を求める際には、極度額を定める必要が生じる。これまで公営住宅入居者には、連帯保証人2人を求めているため、極度額の設定を検討していたが、国及び県の動向を踏まえ連帯保証人を求めないこととするもの</p>
議案第22号	養父市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理由	<p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は、令和2年4月1日からである。</p> <p><b>【主な改正内容】</b></p> <p>地方自治法第243条の2が新たに追加されたことにより、旧「第243条の2」が、新たに「第243条の2の2」となるため、同条例で引用していた条文を修正するもの</p>
議案第23号	財産の無償譲渡について
議案第24号	財産の無償譲渡について
議案第25号	財産の無償譲渡について
議案第26号	財産の無償譲渡について
理由	<p>上記4議案は、議案第11号から議案第13号までにより、協議の整った4集会施設（公民館）について、各区に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>
議案第27号	養父市過疎地域自立促進計画の変更について
理由	<p>過疎地域自立促進計画を変更したいため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>

	<p><b>【主な変更内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出合轟 1 号線の事業量の延長及び事業費の変更</li> <li>・ 橋りょう長寿命化対策事業における橋りょうの追加</li> <li>・ 公立八鹿病院診療機器整備負担金の事業費の変更 など</li> </ul>
同意第 1 号	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
理 由	<p>教育委員会の委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものである。</p> <p><b>【任期】</b> 令和 2 年 5 月 29 日～令和 6 年 5 月 28 日</p>
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
理 由	<p>人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。</p> <p><b>【任期】</b> 令和 2 年 7 月 1 日～令和 5 年 6 月 30 日</p>